

このたびの大雪凍結に関する漏水減免について、ご案内いたします。

令和8年3月20日頃に行なうメーター検針の水量を基に計算します。

前年同月と比較した水量が異常な場合に減免措置いたします。

#### 【減免対象者】

- ・漏水を確認していて、修繕工事をした方で減免申告された方。  
(対象の方は、ご連絡ください。また、弊社にて漏水がわかっているお客様については、4月の請求書で減免した料金を請求させていただきます。)

#### 【減免量】

- ・基本水量を超えた超過水量分の1/2量を減免します。

例) 昨年3/20、2か月で20m<sup>3</sup>使用した方が、今回漏水で60m<sup>3</sup>使用量がある場合。

60m<sup>3</sup> - 40m<sup>3</sup> (基本水量) = 20m<sup>3</sup>。

20m<sup>3</sup>の1/2の10m<sup>3</sup>分を減免しますので、使用水量は50m<sup>3</sup>になります。

※ 使用量が基本水量以内での減免はございません。

※ 水道料金の減免です。工事代金の補助ではありません。

※ ご不明点がありましたらご連絡ください。0557-51-2200 かんりセンター